

The Management of the Crusades : The Case of Urbanus IV (1)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 櫻井, 康人 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24972

教皇ウルバヌス 4 世の十字軍政策（上）

櫻井 康 人

はじめに

本小文は、別稿で検討した教皇アレクサンデル 4 世（在位：1254 年 12 月 12 日～1261 年 5 月 25 日）の十字軍政策、より正確に言うとは十字軍の運用の考察結果⁽¹⁾を相対化するための材料を得るべく、さらには聖地十字軍と非聖地十字軍とを含めた十字軍運動の全体像を見るべく、アレクサンデルの後を継いで教皇に登位したウルバヌス 4 世（在位：1261 年 8 月 29 日～1264 年 10 月 2 日）の十字軍政策に着目するものである。従って、研究史と問題の所在、および研究手法は別稿と共有されることになるので、ここでは詳細を省き、ポイントを押さえておくことに留める。

近年の十字軍研究においては十字軍運動の連続性が前提とされるが、そのかじ取り役となる教皇のパーソナリティーは看過されがちであり、一方で個人の教皇に着目する研究は、聖地十字軍と非聖地十字軍との連動性に配慮することがない⁽²⁾。このことを念頭において、本小文では教皇ウルバヌス 4 世の十字軍政策の展開とその特徴を、同教皇の勅書・書簡から見出そうと試みることになる⁽³⁾。

今回に調査したウルバヌス 4 世の勅書・書簡史料は全 3,600 通であり、その内の 325 通が十字軍運動に直接・間接に関わるものと判断された⁽⁴⁾。ウルバヌスより在位期間が倍以上あったアレクサンデル 4 世の勅書・書簡数は全 3,270 通、内 178 通が十字軍運動に関わ

(1) 櫻井康人「教皇アレクサンデル 4 世の十字軍政策」『ヨーロッパ文化史研究』23 号、2022 年、115～136 頁（以下、「アレクサンデル」と略記）。

(2) 十字軍運動の連動性については、櫻井「*Ad liberandam* までの「十字軍運動」の展開—「贖罪」と「平和」との関係を中心に—」『ヨーロッパ文化史研究』22 号、2021 年、189 頁、を参照されたい。

(3) 本稿で用いる史料は、次のとおりである。Ripoll, T. (ed.), *Bullarium Ordinis FF. Prædicatorum : sub auspiciis SS. D.N.D. Benedicti XIII, pontificis maximi, ejusdem Ordinis / opera Reverendissimi Patris F. Thomæ Ripoll, magistri generalis ; editum, et ad autographam fidem recognitum, variis appendicibus, notis, dissertationibus, ac tractatu de consensu bullarum, illustratum a P.F. Antonino Bremond, S. T. M., provincie Tolosanae ordinis memorati Alumno*, 2 toms., Roma, 1729-1730（以下、*Bullarium* と略記）；Potthast, A. (ed.), *Regesta pontificum romanorum : inde ab a. post Christum natum MCXCVIII ad a. MCCCIV : opus ab Academia Litterarum Berolinensi duplici præmio ornatum eiusque subsidiis liberalissime concessis editum*, 2 vols, Berlin, 1874-1895, rep. Graz, 1957（以下、*Regesta* と略記）；Guiraud, J. (éd.), *Les registres d'Urbain IV (1261-1264) : recueil des bulles de ce pape publiées ou analysées d'après les manuscrits originaux du Vatican*, 4 tomes, Paris, 1899-1958（以下、*registres* と略記）。

(4) なお、20 分の 1 税についてなど、それが十字軍に関わるか否かの判断が難しいものは、ここでは考察の対象外とした。

るものであったこと⁽⁵⁾と比較すると、数字上のみの問題ではあるが、ウルバヌスのほうが先代よりも十字軍運動に関与した、もしくは関与せざるをえなかったと言える。では、その中身はどうなのであろうか。以下では考察の対象となった325通の勅書・書簡を時系列的に整理しつつ分析していくこととなるが、大きく見るとそこには六つの局面があるように思われる。紙幅の都合上、本稿においては前半の三つの局面を扱うこととしたい。

I. 多面的展開

先代アレクサンデルの十字軍政策の推移を一言で言うと、彼が着任当初に最も力を入れていたのは聖地十字軍やラテン帝国のための十字軍の準備であったが、1256年4月1日以降はイタリア十字軍やバルト十字軍により重きを置くようになり、1259年10月7日、イタリア十字軍の攻撃対象の一人であったエッツェリーノ3世・ダ・ロマーノがカッサーノの戦いで破れて以降も、1261年5月25日にアレクサンデルが死去するまでその傾向は続き、十字軍国家やラテン帝国には資金援助すらなされることはなくなった、ということになる⁽⁶⁾。その後、カッサーノの戦いで功労者であるオベルト2世・パッラヴィチーノがギベッリーニと提携してパルマを攻撃すると、今度は彼が十字軍の攻撃対象となった⁽⁷⁾。そもそも、彼は1258年8月にシチリア国王を名乗った神聖ローマ皇帝兼シチリア国王フリードリヒ2世の庶子マンフレディの代理人であり⁽⁸⁾、カッサーノの戦い以降もイタリア半島の不穏な情勢は大きくは変わらなかった。

従って、ウルバヌスもイタリア十字軍の推進をアレクサンデルから引き継がねばならなかった。しかし、アレクサンデルの死後、二つの大きな変化が東方世界に生じた。一つは、1260年9月3日のアイン・ジャールートの戦いで敗れたモンゴル軍の残存勢力が、十字軍国家への攻撃を強めていったこと、そしてもう一つが、1261年7月のラテン帝国の滅亡である⁽⁹⁾。

このような状況の中で、ウルバヌスが十字軍に関連する初めての書簡を発したのは、即位から約2週間後の1261年9月12日、メッシーナ教会聖歌隊長で教皇庁付き司祭のレオナルドゥスに宛てたものである。そこでは、ドミニコ会士イウォンによって集金され、スコットランドのカンディダ・カーサ教会に保管されている十字軍士のための金銭が、同教

⁽⁵⁾ 櫻井「アレクサンデル」116頁。

⁽⁶⁾ 櫻井「アレクサンデル」135～136頁。

⁽⁷⁾ Housley, N., "Politics and Heresy in Italy: Anti-Heretical Crusades, Orders and Confraternities, 1200-1500", *Journal of Ecclesiastical History*, 33, 1982, p. 201.

⁽⁸⁾ Housley, *The Italian Crusades: The Papal-Angevin Alliance and the Crusades against Christian Lay Powers, 1254-1343*, London, 1982, rep. 1986 (以下、*Italian* と略記), p. 16 f.

⁽⁹⁾ Housley, *The Later Crusades, 1274-1580: From Lyons to Alcazar*, Oxford, 1992 (以下、*Later* と略記), p. 179.

会聖堂参事会から彼に引き渡されるよう命ぜられる⁽¹⁰⁾。以下、時期的な偏りはあるが、翌年の1月17日までは、スコットランド、イングランド、ウェールズを中心とした聖地十字軍のための資金集めがなされた⁽¹¹⁾。

しかし、その2日後の1月19日、同地域で十字軍の「職務（officium）」に当たっていたメッシーナ教会聖歌隊長にして教皇庁付き司祭のレオナルドゥス師に対して、ウルバヌスはイングランドやウェールズで集積した全収益の半分をラテン帝国の「援助（subsidi-um）」に「回す（deputare）」ように命じている⁽¹²⁾。明確な日付は記されていないが恐らくこの頃、フランス王国領内のフランチェスコ会管区長に対して、同王国領内で対パレオロゴス朝に対する十字軍を公示するように命令が下されている。そこでは、すでにヴェネツィア人たちが十字軍宣誓を行っていることも告げられている⁽¹³⁾。

このようにして十字軍国家の支援のための準備を整えた後の1262年3月20日、ウルバヌスはロンバルディアとリグリアで「対異端の十字の説教の職務（predicationis Crucis officium contra hereticos）」にあたるドミニコ会士たちに対して、勅書 *Licet ex omnibus* を発した。そこでは、「聖地の援助やその他の地のキリスト教信徒のために、キリストに奉仕すべく十字の印を付けられた者たちを（pro Terre Sancte succursu, seu alias pro Christi fideles, sive Christi servitio Crucis caractere insignitos）」、対異端戦いへと導くように命じた上で、参加者および説教者には「すべての罪の赦し（remissio peccatorum omnium）」を、説教を聴きに来た者たちにも同様の贖罪価値が与えられることを承認した。加えて、異端審問官に反抗する者、あるいは非協力的な者を異端者とみなし、十字軍の対象となることも示した⁽¹⁴⁾。同様のことは、1251年6月13日および1254年6月19日のインノケンティウス4世の同名の勅書によってすでに提示されていたが、そこでは説教を聴きに来た者たちにはそれぞれ20日と40日の贖罪価値しか認められなかった⁽¹⁵⁾。また、アレクサンデル4世の場合は3年間であった⁽¹⁶⁾。地域的に限定されるものの、ウルバヌスは贖罪価値を拡大してまで、聖地十字軍のための財源および人的資源をイタリア十字軍に投入しようとした。

そして1262年4月26日、ウルバヌスはアラゴン国王ハイメ1世に宛てた書簡を発した。そこでは、ハイメが、教会を攻撃しているマンフレディからの懇願を受けて、彼とローマ教会との間に「和（concordia）」をもたらそうと個人的に努力してきたにもかかわらず、

⁽¹⁰⁾ *registres*, no.141.

⁽¹¹⁾ 1261年9月26日付け教皇庁付き司祭のヨハネス・デ・フロジノーネ宛て書簡（*registres*, no.10）、1262年1月9日付けメッシーナ教会の聖歌隊長であり教皇庁付き司祭のレオナルドゥス師宛て書簡（*registres*, no.132）、同年1月17日付けスコットランドのプレモントレ会系カンディダ・カーサ教会聖堂参事会長および参事会員たち宛て書簡（*registres*, no.133）。

⁽¹²⁾ *registres*, no.130.

⁽¹³⁾ *registres*, no.131.

⁽¹⁴⁾ *Bullarium*, pp. 417-419.

⁽¹⁵⁾ *Bullarium*, p. 192 f.; *Bullarium*, p. 249 f.

⁽¹⁶⁾ *Bullarium*, p. 326 f.

そもそもシチリア国王となる権利を有さない「悪なる (malatia)」マンフレディが、ルチェッラのムスリムたちとともに幾度となく教会に対して攻撃・反乱を繰り返していることを、まずは告げる。その上で、ハイメはマンフレディの拠点であるターラントを奪取すべきであり、ムスリムたちと共謀して悪事を働いている彼の邪な言葉に耳を傾けて、ハイメ自身がそこに巻き込まれることのないように、と忠告する。具体的には、マンフレディは自身の娘とハイメの長男との婚姻によってアラゴン王国までも強奪しようとしているので、そのような「汚点 (labes)」に陥らないように、と忠告したのである⁽¹⁷⁾。しかしその3ヶ月後、マンフレディの娘コンスタンツァとハイメの息子ペドロ (3世) が結婚し、ウルバヌスの外交戦略は失敗に終わった。

5月に入ると、ウルバヌスは再び聖地十字軍の準備に専心した。5月3日にはハンガリーやポーランド地域において集められた金銭をヴェネツィアに送金し⁽¹⁸⁾、5月16日から6月1日にかけては、ドミニコ会総長にフランス地域の十字軍宣誓者たちを出立させるように促した⁽¹⁹⁾。そして6月5日にはフランス国王ルイ9世に対して、ラテン帝国や聖地への援助が効果的になされていることを告げる⁽²⁰⁾。6月9日にはアジャン司教ギレルムスに対して、かつて教皇インノケンティウス3世が定めたように、フランス王国領内で聖地の援助のために集められるべき年間100銀マルクの内の20分の1の3年分のすべてを回収するように命じた⁽²¹⁾。

しかしその日の内に、ウルバヌスはアジャン司教に対して、聖地の援助のために集められた金銭をラテン帝国の救援のために「転用する (convertere)」ことになったことを通達する⁽²²⁾。2日後にはドミニコ会総長に対して、身体的な問題から戦いに適していない、もしくは聖地の援助に行くのに適していないと判断された者たちに関して、その誓約を「代償する (redimere)」ことで、聖地の援助のためのすべての十字軍士を十字の誓約から解除する権限を与えた⁽²³⁾。このようにして、聖地十字軍のための財源は急遽ラテン帝国のために転用されることとなった。6月17日にもアジャン司教に再度同様の内容の書簡を送付した上で⁽²⁴⁾、ドミニコ会総長に対しては、聖地の援助のために十字の印を受け取った者たちの誓約を、ラテン帝国の援助のための十字の誓約に「変換する (commurare)」権限を付与した⁽²⁵⁾。6月20日にはラテン皇帝ボードゥアン2世に宛てて、ルアン大司教オドンとアジャン司教ギレルムスの同意の下に、フランス王国領内などで集められた金銭のす

⁽¹⁷⁾ *registres*, no. 94, 2810 (= *Regesta*, no. 18283).

⁽¹⁸⁾ *registres*, no. 12, 13 (= *Regesta*, no. 18292, 18293).

⁽¹⁹⁾ *registres*, no. 2906, 2908, 2909.

⁽²⁰⁾ *registres*, no. 132.

⁽²¹⁾ *registres*, no. 133.

⁽²²⁾ *registres*, no. 134.

⁽²³⁾ *registres*, no. 2912.

⁽²⁴⁾ *registres*, no. 135.

⁽²⁵⁾ *registres*, no. 2914.

べてをラテン皇帝の援助のために用いることを通知すると同時に⁽²⁶⁾、アジャン司教に対してもその旨をフランス地域の諸侯たちに伝えるよう命ずる⁽²⁷⁾。そして6月22日、ドミニコ会総長に対しては、あらゆる地において聖地に向かう十字軍士の宣誓に付与される贖罪価値の承認を一時中止することを通達し、極力多くの人的資源もラテン帝国に導入しようとした⁽²⁸⁾。ただし、ラテン帝国のための十字軍は全ヨーロッパ的に組織されたのではなく、フランス地域に限定されたことには留意せねばならない。当然のことながらそのための財源も限定されることとなり、資金調達は現場であるラテン・ギリシアの世界でもなされることとなった⁽²⁹⁾。

この間、他の地域では個別の案件に関する局地的な対応が展開されていた。ドイツ地域では6月3日、ボヘミア国王オタカル2世に対して、かつての神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世の孫であるコンラート2世を、ドイツ国王および神聖ローマ皇帝として認めないよう命ずると同時に⁽³⁰⁾、マインツ大司教ウエルネルスにも同様のことを命ずる⁽³¹⁾。ノルウェー王国領では6月9日、ニーダロス大司教、ベルゲン司教、オスロ司教、オークニー司教、スタバングル司教に対して、聖地、およびハンガリー王国やポーランド王国領内に侵入しているモンゴル人に対する「職務 (negotium)」について、ノルウェー王国領内での支援を募るよう命ずると同時に⁽³²⁾、その旨をノルウェー国王マグヌス6世にも通知した⁽³³⁾。

しかし、ラテン・ギリシアの世界でも資金集めがなされる約2週間前の7月23日、エルサレム王国の窮状を訴えるためにカイファ領主ジャン・ド・ウァランシエンヌがガリア方面へとやって来たことを受けて、ナバラ国王テオバルト2世(シャンパーニュ伯ティボー5世)には彼を支援するように要請した⁽³⁴⁾。ジャンのヨーロッパ来訪は、聖地十字軍のための資金集めを再開させることとなり、8月21日にはリエージュ司教区内のシトー会系ヴィレ・ラ・ヴィル修道院長、およびドミニコ会ルーヴァン管区長に対して、聖地への援助のために十字を受け取った下ロレーヌ兼ブラバント公アンリ4世が徴収してローマ教会に提供した4,000ルーヴァン・リーブルについて、それを確認して整理するように命じる⁽³⁵⁾。9月26日には教皇庁財務官のシニティウス師に対して、まだ十分な金額に至っていないので、ローマ教会と聖地のためにフランス国王領およびその近隣地域で集められた金

⁽²⁶⁾ *registres*, no. 136.

⁽²⁷⁾ *registres*, no. 137.

⁽²⁸⁾ *registres*, no. 2915.

⁽²⁹⁾ 1262年8月6日付けのパトラス大司教およびラケダエモン(スパルティ)司教宛て書簡(*registres*, no. 66)。

⁽³⁰⁾ *registres*, no. 104 (= *Regesta*, no. 18346).

⁽³¹⁾ *registres*, no. 109 (= *Regesta*, no. 18348).

⁽³²⁾ *registres*, no. 102.

⁽³³⁾ *registres*, no. 103.

⁽³⁴⁾ *registres*, no. 144.

⁽³⁵⁾ *registres*, no. 125.

銭を回収し、信頼のおけるシエナの商人・両替商たちに預けるように命ずる⁽³⁶⁾。11月5日にはボルドー大司教に対しても、ガスコーニュ地域で集められたローマ教会および聖地のための金銭をシエナの商人たちに引き渡すように命ずる⁽³⁷⁾。そして12月9日、上に登場したアジャン司教グイレルムスがエルサレム総大司教に選出され、彼自身も十字軍宣誓を行った⁽³⁸⁾。12月31日にはケルン大司教管内でも十字軍税である20分の1税が徴収され始め、同大司教管内にあるプレモントレ会系のシュタインフェルト修道院長、およびハンボルン修道院長が徴税士に任命された⁽³⁹⁾。そして1263年1月9日、カイファ領主ジャンと同様にエルサレム王国からその窮状を伝えるにヨーロッパにやって来たティール大司教エギディウスには、フランス王国領内とカンブレ大司教区管内の全教会の収益の100分の1を5年間、聖地への援助のために集めることが許可された⁽⁴⁰⁾。1月25日にはブルジュ大司教、サンス大司教、ランス大司教とその属司教たちに対して、ラテン帝国や、モンゴル人の侵入に苦しむ聖地の緊急事態のためにしかるべき金銭を提供するように命ずる⁽⁴¹⁾。

以上のように、聖地十字軍のための資金集めが再開されたが、他地域と少し状況がことなるのがイングランドであった。教皇インノケンティウス4世の要請により、イングランド国王ヘンリ3世の次男のエドマンドが1254年にシチリア国王となっていたからである⁽⁴²⁾。1262年9月10日、ウルバヌスはイングランド国王付き司祭にして尚書官のジョン・マンセルに対して、ローマ教会と聖地の職務のためにイングランドおよびスコットランドに派遣されている教皇庁付き司祭でメッシーナ教会聖歌隊長のレオナルドゥスを快く受け入れるようにヘンリを促すことを要請した上で、レオナルドゥスには「件の地で10分の1税や20分の1税の徴収、十字軍宣誓やその他の誓約を受けることを委ねられている (*as-serens decimam, vicesimam, vota cruce signatorum et aliorum testamenta relicta predictae terre*)」が、その職務の一つに「シチリア王国への援助のため (*pro subsidio regni Sicilie*)」ということも含まれることを伝える⁽⁴³⁾。ウルバヌスは、イングランドには聖地十字軍と対マンフレディの十字軍の双方を担わせようとしたのである⁽⁴⁴⁾。

しかし、約1ヶ月後の10月25日、ウルバヌスは教皇庁の公証人アルベルトゥス師に

⁽³⁶⁾ *registres*, no. 9.

⁽³⁷⁾ *registres*, no. 180.

⁽³⁸⁾ *registres*, no. 168.

⁽³⁹⁾ *registres*, no. 180.

⁽⁴⁰⁾ *registres*, no. 13, 374 (= *Regesta*, no. 18461).

⁽⁴¹⁾ *registres*, no. 187.

⁽⁴²⁾ 状況の詳細については、櫻井「アレクサンデル」127～128頁。

⁽⁴³⁾ *registres*, no. 145.

⁽⁴⁴⁾ なお、N・ハスリーは、1262年のムデハル反乱に対するセウタ包囲に十字軍特権が付与されたとするが、根拠となる史料・資料は示されておらず、筆者も史料上でそれを確認することはできなかった。Housley, *Later*, p. 275.

対して、アンジュー兼プロヴァンス伯シャルル1世との交渉などを含む、「シチリア王国の職務（*negotium regni Siciliae*）」を委託した⁽⁴⁵⁾。すなわち、シチリア国王としての実質的な動きを見せないエドマンドを見限って、シャルル・ダンジューを対マンフレディの十字軍の中心に据えようと動き出したのである。これはマンフレディにとって大きな脅威となったようである。というのも、11月11日にウルバヌスは全キリスト教徒に向けて、教皇に謁見すると表明したマンフレディであったが、その時期が迫ってくると、自身のファミリアの陪審アイタルド・デ・ヴェヌーシオと公証人ジョヴァンニ・デ・ブルンドゥシオを教皇庁に派遣し、教会領を通して教皇庁に向かうのに安全を確保するように訴えてきたことを伝えた上で、マンフレディには通行許可書を与えたので教皇の下に向かっていて彼を攻撃しないように、と命じているからである⁽⁴⁶⁾。しかし、この謁見は現実のものとはならず、1263年1月13日、ウルバヌスは全キリスト教徒に対して、マンフレディやパツラヴィチーノ辺境伯オベルト2世、およびその他の教会の迫害者たちの追隨者に属する者たち、具体的にはカゼルタ伯リッカルド、アチェッラ伯トマーゾ、ガルヴァーニとフェデリコのランチャ兄弟の所領は、厳格な聖務停止下に置かれることを宣告した⁽⁴⁷⁾。

一方で対ビザンツ帝国の十字軍のための準備は、外交政策へと転化した。1263年1月19日にウルバヌスは、その同盟関係がラテン帝国の滅亡の一因となったジェノヴァに対して、ビザンツ皇帝ミカエル8世パレオロゴスとの同盟を破棄するように要請し⁽⁴⁸⁾、翌日にも同様の要請をジェノヴァ大司教に対して行ったのである⁽⁴⁹⁾。

II. 聖地十字軍の準備の重点化 — エギディウスとアルベルトウス —

以上のようにして、一時は消えかかった聖地十字軍熱は再び燃え上がり、その傾向は1263年6月13日まで続くこととなる。同年1月28日、ティール大司教エギディウスがアンジェ司教ニコラウスの手でソミュールの聖母マリア教区教会の聖職者として叙階されたことが承認され、エギディウスの活動の足場が形成された⁽⁵⁰⁾。そして、2月1日にはフランス国王ルイ9世に、聖地の援助のための「神のデナリウス（*denarius Dei*）」を自国領内で徴収することを許可するとともに、ナバラ国王テオバルド2世に対しても、同様に自身の領地であるシャンパーニュ伯領、ブリー伯領、トロワ伯領内にて「神のデナリウス」

⁽⁴⁵⁾ *registres*, no. 146.

⁽⁴⁶⁾ *registres*, no. 151 (= *Regesta*, no. 18428).

⁽⁴⁷⁾ *registres*, no. 749.

⁽⁴⁸⁾ *registres*, no. 182a.

⁽⁴⁹⁾ *registres*, no. 182b. なお、ビザンツ帝国に関わるところではもう1通、1263年1月12日付けのキプロス王国のバイヤすべての諸侯たち宛て書簡において、キプロス王国を我が物にしようとする分離派のミカエル8世の計略に警戒するように忠告している。*registres*, no. 188.

⁽⁵⁰⁾ *registres*, no. 202.

の徴収を許可した⁽⁵¹⁾。このようにして、俗権による十字軍税徴収が容認されたのである。

さて、エギディウスはフランス地域における活動を、身体的に聖地の援助のための戦いに適していない十字軍士たちを十字の誓約から解除する権限を承認されると同時に、それに関する記録を残すことを命ぜられた2月13日より開始する⁽⁵²⁾。2月19日には、教皇庁からの許可を得ずに聖墳墓教会を訪れた者、ムスリムに鉄・武器・木材やその他の禁制品を運ぶ者、他のキリスト教徒と対峙する者たちに援助や厚意を与える者や、高位聖職者であろうとも教会の定め反して法学や哲学に耳を傾けた者たちで、彼らが破門されている場合、十字の印を受け取れば破門から解放する権限も付与される⁽⁵³⁾。3月12日には、フランス国王領、カンブレ大司教管区、トゥール司教管区、リエージュ司教管区、メス司教管区、ヴェルダン司教管区において、教皇庁から承認された十字の職務の実務者たちに、もし彼らが贖罪・遺言・遺贈・収益などに関する業務を行う場合には、定められたやり方からは外れることを禁ずるよう命ぜられる⁽⁵⁴⁾。このことは、実務者たちの中にルール違反者がいたことを示唆している。さらに3月27日には、聖俗問わずに定められた10分の1税を支払っている十字軍士たちに、その5分の1は返還され、残りは聖地の援助へと割り当てられることを告知するよう命ぜられる⁽⁵⁵⁾。

エギディウスの活動が実りを見せたのは、その約1ヶ月後のことであったようである。4月22日には、彼がリクルートしたすべての十字軍士たちを教皇庁の保護下に受け入れ、他者から煩わされることを許さないよう命ぜられる⁽⁵⁶⁾。その2日後には、彼の十字の職務の活動領域において、かつて聖地の援助のために十字の印を受け取った、もしくは次の機会に受け取ろうと思っている者たちのすべてには聖俗を問わずに、聖地の援助へと自身で、もしくは送金という形で身を投じる準備を熱心に勧めるよう命ぜられた上で⁽⁵⁷⁾、自身で十字の印を受け取ったか、もしくは他の適した戦士を聖地の援助へと提供したか、もしくは自身の財産の一部を提供した教会人の内で、姦通などの罪を犯していない20人を説教師として配置する権限を付与される⁽⁵⁸⁾。さらにその翌日には、エギディウス自身も、フランス国王領、メス司教管区、トゥール司教管区、ヴェルダン司教管区、リエージュ司教管区、カンブレ大司教管内で、ムスリムやモンゴル人の攻撃に苦しむ「聖地の職務のために (Pro negotio Terre Sancte)」、「十字の言葉 (verbum Crucis)」を説教するよう命ぜられた上で、彼自身にも罪の赦しが認められた⁽⁵⁹⁾。また同日、その十字の職務の間に、

⁽⁵¹⁾ *registres*, no. 188.

⁽⁵²⁾ *registres*, no. 384.

⁽⁵³⁾ *registres*, no. 377.

⁽⁵⁴⁾ *registres*, no. 375 (= *Regesta*, no. 18501).

⁽⁵⁵⁾ *registres*, no. 383.

⁽⁵⁶⁾ *registres*, no. 378.

⁽⁵⁷⁾ *registres*, no. 379.

⁽⁵⁸⁾ *registres*, no. 380.

⁽⁵⁹⁾ *registres*, no. 373 (= *Regesta*, no. 18525).

教会人に暴行を加えたがために、もしくは放火の罪に身を落としたがために贖罪を求めて十字の印を受け取り、自身で、もしくは他の適した戦士を送り出さんとする者や、財産の一部を聖地の援助へと差し出す者たちのすべてを破門から解放する権限や、破門された教会人についてもその贖罪を差配する権限も承認された上で、対象者の名前を書き記しておくように命ぜられる⁽⁶⁰⁾。

さらにその2日後の4月27日には、実に8通の書簡が彼に宛てられる。「民衆(*populus*)」の中に十字の説教師を配置する権限⁽⁶¹⁾、教皇庁から派遣されている聖地の援助のためのすべての説教師や十字の実務者を指揮下に置く権限⁽⁶²⁾、その活動領域内で聖務停止令下にある町や教会について、十字の説教のために停止令を解除する権限（ただし、破門された者や停止令の原因になっている者は除く）⁽⁶³⁾、その活動領域内の高位聖職者やその他の聖俗の者たちを、聖地の職務の促進のために補佐役として徴用する権限⁽⁶⁴⁾、聖地の職務でともに活動している5人の教会人に、彼らの教会の収益が他の者によって正しく管理されるようになす権限（活動で不在中となる教会の適切な管理の保障）⁽⁶⁵⁾、自身の財産を聖地の援助のために提供し、正しい贖罪と告解をなしたすべての者たちに、（第1リヨン）公会議で承認されたように、自身で聖地の援助に行くのと同じ贖罪価値を与える権限⁽⁶⁶⁾、聖地の援助のために十字の印を受け取った者たちの宣誓を修道宣誓にまでは拡大解釈されないように用心した上で、そのような宣誓を財産の提供に変更させることのできる権限が承認され⁽⁶⁷⁾、人的資源と財源のさらなる確保の円滑化が目指された。一方で、教皇庁によって問題ありと判断された者や、自身の司教管区を超えて召集された者は、十字軍士として認定されない場合があることも通知された⁽⁶⁸⁾。そして、エギディウスの活動領域内のすべての教会人には、彼とその随行者たちの職務を安全に推進させるために必要な16人の騎士と25人の人員を提供するように命令が下された⁽⁶⁹⁾。

翌4月28日にも、2通の書簡がエギディウスに宛てられる。1通は、その者が姦通や教会人から生まれたという汚れを持たない限りにおいては、出自の低いドミニコ会士やフランチェスコ会士であっても十字軍説教師として用いる権限を付与するものであり⁽⁷⁰⁾、もう1通は、エギディウスの活動領域において聖地の職務を委託された修道士について、その

⁽⁶⁰⁾ *registres*, no. 376.

⁽⁶¹⁾ *registres*, no. 381.

⁽⁶²⁾ *registres*, no. 382.

⁽⁶³⁾ *registres*, no. 385.

⁽⁶⁴⁾ *registres*, no. 386.

⁽⁶⁵⁾ *registres*, no. 387.

⁽⁶⁶⁾ *registres*, no. 388.

⁽⁶⁷⁾ *registres*, no. 389.

⁽⁶⁸⁾ *registres*, no. 392a.

⁽⁶⁹⁾ *registres*, no. 396.

⁽⁷⁰⁾ *registres*, no. 390.

者が密かにシモニアを通じて修道院に受け入れられていたとしても、その者を改めてその修道院に受け入れさせた上で、その職務を在地の修道院長もしくはその配下に代行させる権限を付与するものである⁽⁷¹⁾。いずれも、エギディウスの職務をサポートする修道士の品格に関わるものである。エギディウスの活動は6月13日に一段落ついたようであり、ルイ9世に対しては、彼が聖地の援助のためにガリアで集められた金銭を受領するために、金銭を集める職務を果たしたエギディウスとカイファ領主ジャンの活動領域に、彼らの活動を引き継ぐ者を派遣することが要請される⁽⁷²⁾。一方でエギディウスとジャンには、彼らが回収した金銭がルイ9世の承認と同意の下で聖地の「有益さ (*utilitas*)」に向けられるように注視するように命じており⁽⁷³⁾、適切な使途で用いられることを監視することが要請される。そしてエギディウスたちの活動領域内のすべての教会人に対しては、聖地の援助のためにエギディウスとジャンに支援と厚意を差し出すように命じた上で、集められた金銭がルイ9世に引き渡されるが、そのためにエギディウスたちの代理人が派遣されることを通達する⁽⁷⁴⁾。

その前日の6月12日にウルバヌスは、聖地の援助のための十字の職務を遂行するための教皇特使が派遣された地域のすべての高位聖職者や教会人たちに対して、教皇インノケンティウス3世が(第4)ラテラーノ公会議で制定したものを更新することを告げる⁽⁷⁵⁾。この段階でウルバヌスは大規模な聖地十字軍のための準備が整ったと見たようであるが、エギディウスがフランス地域で活躍したように、ドイツ地域においても一人の人物が聖地十字軍のために奮闘していた。それは、元レーゲンスブルク司教であり、修道士として晩年を過ごしていたアルベルトゥスである。

エギディウスが活動を本格化させる前の1263年2月7日、アルベルトゥスの活動は、十字の印を受け取った教会人たちが聖地に行って不在となっている間の教会の収益を3年間、聖地へと送る権限を付与されることから始まる⁽⁷⁶⁾。そして2月9日には、彼に関連する5通の書簡が発せられた。そこでは、十字の職務において5人の教会人の補佐役を付け、彼らには聖職禄を支払うことのできる権限⁽⁷⁷⁾、その職務を促進させるために、現地の聖俗の者たちにアルベルトゥスの指示に従って彼を補佐させることのできる権限がアルベルトゥスに付与された上で⁽⁷⁸⁾、十字軍士たちはその財産のある司教管区を超えて裁判に召喚

⁽⁷¹⁾ *registres*, no. 391.

⁽⁷²⁾ *registres*, no. 393 (= *Regesta*, no. 18564).

⁽⁷³⁾ *registres*, no. 394.

⁽⁷⁴⁾ *registres*, no. 395.

⁽⁷⁵⁾ *registres*, no. 2951. なお、その少し前の5月23日にも全キリスト教信徒に宛てて、エルサレムの聖墳墓にて真の贖罪と罪の告白をなせば100日の贖罪が与えられるであろうことを公示していた。*registres*, no. 267 (= *Regesta*, no. 18539).

⁽⁷⁶⁾ *registres*, no. 313.

⁽⁷⁷⁾ *registres*, no. 314.

⁽⁷⁸⁾ *registres*, no. 315.

されえないことが通達された⁽⁷⁹⁾。また、聖地の職務を推進させるために、「不和 (discors)」を「平和 (pax)」へと導くようにも命ぜられた⁽⁸⁰⁾。そして、ドイツやボヘミアなどの「ドイツ語圏 (loca ad quae lingua Teutonica)」の大司教や司教などのすべての教会人に対しては、十字軍説教を行っているアルベルトゥスを積極的に支援するように命じた⁽⁸¹⁾。翌2月10日にもアルベルトゥスに対しては、かつての神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世に追隨してローマ教会に反抗したがために破門などの教会罰を科された者たちを、罰から解放した上で十字軍士として承認することのできる権限が付与された⁽⁸²⁾。翌2月11日にも、彼には2通の書簡が宛てられた。1通は、十字軍士たちが他者から煩わされないように保護するように命ずる一方で、たとえ加害者がいたとしても、教皇庁の判断なくして破門などの教会罰は科せないことを通知するものである⁽⁸³⁾。もう1通は、かつて聖地の援助のために十字を受け取ったことのある聖俗すべての者たちに、再びその「印 (signum)」を受け取らせて、聖地に向かう準備をさせるよう命ずるものである⁽⁸⁴⁾。

そして2月13日にアルベルトゥスは、ドイツやボヘミアおよびその他のドイツ語圏に行き、ムスリムや、今やとりわけモンゴル人からの攻撃に苦しんでいる聖地のために、「十字の言葉 (verbum Crucis)」を説くように正式に委任された⁽⁸⁵⁾。加えて、3通の書簡が同日に彼に向けて発せられた。身体的に適していない十字軍士を宣誓から解除することのできる権限⁽⁸⁶⁾、その活動地域で聖務停止令下に置かれた町や教会については、それを解除することのできる権限（ただし、聖務停止の原因となった被破門者は除く）が付与され⁽⁸⁷⁾、彼が説教を行っている地域のすべての教会の収益の100分の1を今後5年間、自身か他の者を使って集めるように命ぜられる⁽⁸⁸⁾。2月20日にも、十字軍士たちや十字軍士となるであろう者たちを、とりわけユダヤ人たちによって課される利子から解放するように命ぜられる⁽⁸⁹⁾。加えて、教皇特使から派遣された十字の説教師たちに、「利益 (quastuaris)」やその他のものを求めて説教を行いたいと目論んでいる者たちによって障害がもたらされることのないように注意せよ、と警告される⁽⁹⁰⁾。このことは、偽説教師の存在が小さくはない問題であったことを示唆する。

⁽⁷⁹⁾ *registres*, no. 322.

⁽⁸⁰⁾ *registres*, no. 329.

⁽⁸¹⁾ *registres*, no. 329.

⁽⁸²⁾ *registres*, no. 323.

⁽⁸³⁾ *registres*, no. 320.

⁽⁸⁴⁾ *registres*, no. 324.

⁽⁸⁵⁾ *registres*, no. 311, 312. なお、*registres*, no. 312 には日付が記されていないが、その内容から *registres*, no. 311 と同日に発せられたと考えられる。

⁽⁸⁶⁾ *registres*, no. 319.

⁽⁸⁷⁾ *registres*, no. 321.

⁽⁸⁸⁾ *registres*, no. 331.

⁽⁸⁹⁾ *registres*, no. 316.

⁽⁹⁰⁾ *registres*, no. 325.

翌月に入って3月7日には、アルベルトゥスの活動を支えるために、ともに聖地の職務で働く5人の教会人を付け、彼らには適切な聖職禄が支給されることが認められた⁽⁹¹⁾。翌3月8日にウルバヌスは、すべての教会人に宛てて、アルベルトゥスを「聖地の職務のために (pro Terre Sancte negotio)」、ドイツやボヘミア、およびその他のドイツ語圏に派遣したので、彼を適切に受け入れ、必要なものを提供するように再度命じる⁽⁹²⁾。3月9日にはアルベルトゥスに対して、どれぐらいの数の適切な十字軍士が集められたのか、誰が十字軍士となったのかなどについて教皇庁に報告するように命じた上で、破門下にある者などを十字軍士として認めるか否かの最終的な判断は教皇庁によることを通達する⁽⁹³⁾。翌3月10日にもアルベルトゥスに、自身の財産から聖地の援助のために差し出した者たちにも贖罪価値を認める権限が承認される⁽⁹⁴⁾。同日には、聖地の援助のための十字の言葉の説教師たち、および十字の職務の実務者たちのすべてに対して、罪の赦しが与えられることが広く通達されていることから⁽⁹⁵⁾、ウルバヌスによる聖地十字軍のための下準備はこの頃に整ったと考えられよう。3月19日にもアルベルトゥスには、十字軍士や彼らに資金援助をする者たちの中に、教皇庁が禁止しているにもかかわらず、ムスリムやその他のキリスト教徒と対峙する者たちに鉄製の武器などの禁制品を売却した上で助言や助力を提供している者や、教会の定めにも反する法などを自身の教義に組み込んでいる教会人がいた場合、その者たちを十字の職務から解除することのできる権限が承認された⁽⁹⁶⁾。そして3月12日にはフランチェスコ会士のベルトルドゥスに、十字軍説教を行っているアルベルトゥスに随行するよう命令が下された⁽⁹⁷⁾。

その後のアルベルトゥスの活動を知ることのできる書簡はないが、恐らくはエギディウスと同様の活動を6月頃までは継続したのであろう。いずれにせよ、この期間におけるウルバヌスの聖地十字軍計画は、エギディウスとアルベルトゥスを核としていたことには間違いない⁽⁹⁸⁾。このように、ウルバヌスが聖地十字軍に専心している間、他の十字軍運動に

⁽⁹¹⁾ *registres*, no. 318.

⁽⁹²⁾ *registres*, no. 310.

⁽⁹³⁾ *registres*, no. 330.

⁽⁹⁴⁾ *registres*, no. 332.

⁽⁹⁵⁾ *registres*, no. 327.

⁽⁹⁶⁾ *registres*, no. 317.

⁽⁹⁷⁾ *registres*, no. 326.

⁽⁹⁸⁾ この期間におけるその他の聖地十字軍に関連する書簡は2通ある。1通は、1263年2月8日付けのリエージュ司教区内のシトー会系アンス修道院長宛て書簡であり、ここでは、ジェラルール・ド・マルベを十字軍宣誓から解除するように命ぜられる。それは、主君であるブラバント公に従って十字軍に参加すべく、すでに公は4,000ルーヴァン＝リーブルを受け取っていたが期日どおりに出立できず、その罪・罪悪感から自らを解放したいとのジェラルールの申し出に基づくものであった。なお、ジェラルールが受け取った金銭はトロワ司教に返還された。*registres*, no. 105. もう1通は、1263年5月26日付けのトリポリ司教パウルス宛て書簡であり、ここでは、パウルスの甥でもあるアンティオキア侯兼トリポリ伯ボエモンド6世がモンゴル人に服従した廉でベツレヘム司教トマスから破門の宣告を受けたが、それを教皇庁も追認したことが通達された。*registres*, no. 292.

ついでに書簡はその数を大きく減らすこととなる。具体的にはラテン・ギリシアに関連するものが5通、マンフレディに関連するものが1通となり、これらの中で最も日付の古いものが1263年4月27日であることから、聖地十字軍のための下準備が一段落してからの対応となる。

その日に出されたのはパトラス大司教、コリントス大司教、アテネ大司教、テーベ大司教や、コロシ大司教、オレーノ大司教、ネグロポンテ大司教や他の高位聖職者・修道院長たち、およびテンプル騎士修道会、聖ヨハネ修道会、ドイツ騎士修道会の各モレア管区長たちなど、アカイア侯国領内の聖俗の者たちに宛てた書簡であり、分離派であるギリシア人勢力（モレアス専制侯国）と対峙するアカイア侯ジョフロワ2世・ド・ヴィルアルドゥアンを援助するように要請するものである⁽⁹⁹⁾。同じことは同日に、アルゴリス大司教とモドン大司教にも伝えられた⁽¹⁰⁰⁾。そして5月7日には、上述のようにすでに着手されていた、ジェノヴァとミカエル8世との間の関係に対処するための書簡が3通発せられた。ジェノヴァのポデスタ、カピタネイや市民たちに対しては、ジェノヴァが分離派と位置付けられたミカエルとの同盟から撤退し、教会の命令に回帰するように命ずる⁽¹⁰¹⁾。また、サルディーニヤ島のトルレ大司教に対しては、ジェノヴァのポデスタとコムーネにネグロポンテ島からガレー船を撤退させ、ミカエルに同島を引き渡すことのないように要求するように命じた上で⁽¹⁰²⁾、もしジェノヴァがミカエルに援助を提供することを止めないのであれば、確たる処罰をジェノヴァに下すように命じる⁽¹⁰³⁾。さて、マンフレディに関しては、その3日前に当たる5月4日、オージモのカピタネイ、評議会とコムーネに対して、マンフレディへの支援・支持を止めて、ローマ教会に回帰してくれたことに対する謝辞を送るものである⁽¹⁰⁴⁾。このように、聖地十字軍以外では外交的努力がわずかになされたのみであった。

III. マンフレディ十字軍・聖地十字軍・教会合同

聖地十字軍に重点を置いてきた政策は、1263年6月17日、ウルバヌスが教皇庁の公証人アルベルトゥス師に宛てて、アンジュー兼プロヴァンス伯シャルルをシチリア王国に投入することに関する状況・経緯について告げる書簡を発することで終わる⁽¹⁰⁵⁾。6月26日、同じアルベルトゥス師に対して、「シチリア王国の職務のために（*pro negotio regni Siciliae*）」、フランス国王領、プロヴァンス伯領、リヨン大司教管区、ヴィエンヌ大司教管区、

⁽⁹⁹⁾ *registres*, no. 231.

⁽¹⁰⁰⁾ *registres*, no. 232.

⁽¹⁰¹⁾ *registres*, no. 228.

⁽¹⁰²⁾ *registres*, no. 229.

⁽¹⁰³⁾ *registres*, no. 230.

⁽¹⁰⁴⁾ *registres*, no. 2947 (= *Regesta*, no. 18529).

⁽¹⁰⁵⁾ *registres*, no. 269 (= *Regesta*, no. 18567). cf. Housley, *Italian*, p. 175.

アンブラン大司教管区、タロンテーズ大司教管区、ブザンソン大司教管区の10分の1税の3年分を投入することの承認、およびマンフレディとルチェッラのムスリムたちに対する十字の言葉をこれらの地域やシチリア王国近隣地域で公示すること、その職務は聖地に赴くのと等価値であること、参加者の財産などは教皇庁の保護下に置かれることなどを告げることで、対マンフレディの十字軍が広く呼びかけられることとなった⁽¹⁰⁶⁾。7月6日にはフランス国王ルイ9世の息子フィリップ(3世)に対して、叔父のシャルルにとって有益ではない、フィリップの母(マルグリット・ド・プロヴァンス)に対する誓約から彼を解放するように要請し⁽¹⁰⁷⁾、フランス国王家内部の対立を取めてシャルルをシチリアの職務に専念できる環境を整えようとした。さらに7月11日、トスカーナ、ロンバルディア、マルケやその他のイタリア地域でマンフレディに従っている全ての「ドイツ人たち(Theutonicus)」に対しては、破門から解放するばかりでなく「罪の赦しへと招き入れる(in remissionem peccaminum nichilominus injungentes)」のでローマ教会の忠臣となるように通達し⁽¹⁰⁸⁾、マンフレディの勢力を弱めようとした。

当然のことながら、マンフレディ十字軍の推進の影響は、聖地十字軍に及んだ。同日、ウルバヌスはフランス王国領内で「十字の職務(negotium Crucis)」を任ぜられているティール大司教エギディウスに対して、これまでは5人の聖職者とその分の聖職禄が与えられていたが、同王国領内の教会の財政が逼迫しているので2人まで減ずることを通達する⁽¹⁰⁹⁾。一方で、翌7月12日には、イングランド王国領内の大司教・司教などの高位聖職者たちに対して、聖地の援助のための「十字の説教(predicatio Crucis)」を行うために派遣されたウスター司教ウォルテルスやその他の者を、「罪の赦し(remissio peccaminum)」を承認するので、積極的にサポートするように命じる。同じく、カステイーリャ王国領内の高位聖職者たちにはコンポステラ大司教を、ポルトガル王国領内の高位聖職者たちにはブラガ大司教を、デンマーク王国領内の高位聖職者たちにはオーフス大司教をサポートするように命じた⁽¹¹⁰⁾。このようにして、聖地十字軍の準備のための重心は、フランス以外の地域へと移行した。そして、ウルバヌスは対マンフレディ戦に本腰を入れていくこととなる。

7月14日にはアナーニ司教、フェレンティーノ司教、アラトリ司教、ヴェーロリ司教に、それぞれの管区内でマンフレディが破門されたことを告示するように命じるとともに⁽¹¹¹⁾、サルディーニャ島内のオリスターノ大司教に対しては、かつてマンフレディからトゥッリタノを奪還するという功績を挙げたオリスターノの陪審グイレルモに、マンフ

⁽¹⁰⁶⁾ *registres*, no. 272 (= *Regesta*, no. 18579).

⁽¹⁰⁷⁾ *registres*, no. 273.

⁽¹⁰⁸⁾ *registres*, no. 272.

⁽¹⁰⁹⁾ *registres*, no. 283.

⁽¹¹⁰⁾ *registres*, no. 397. なお、7月8日にはすべての司教たちに、聖地の援助と防衛に献身しているテンプル騎士修道会を煩わせることは、その妨げになるので止めるように命ぜられた。*registres*, no. 2959.

⁽¹¹¹⁾ *registres*, no. 282 (= *Regesta*, no. 18588).

レーディに対する十字の言葉をサルディーニャ島全土で呼びかけさせるように命じた⁽¹¹²⁾。翌7月15日には、フィレンツェのコンソーリをはじめとするすべての者たちに対して、マンフレディ側についてルッカの町を攻撃したことにに関して、もし期日までに教会の命令に回帰しないのであれば、すべてのキリスト教徒にフィレンツェとの商取引を禁止し、その財産を自由に差し押さえられることを承認する、と威嚇した⁽¹¹³⁾。そして7月28日、イングランド国王ヘンリ3世とその息子のエドマンドに宛てて、シチリア王国に関してコゼンツァ大司教バルトロマエウスを派遣したことを告げた上で、もし同王国の王位継承権を有すると信ずるのであれば、4ヶ月以内にその旨を教皇庁に通知するように命じ⁽¹¹⁴⁾、シチリア国王としての実務を担おうとしないエドマンドに最後通牒を突き付けた。

このようにしてマンフレディ十字軍が推進されている間、ビザンツ帝国との関係で大きな変化が生じた。7月18日、ビザンツ皇帝ミカエル8世パレオロゴスに宛てて、ビザンツ側からの打診を受けて教会合同に向けての協議をするための使節を派遣したことを告げるのである⁽¹¹⁵⁾。そして7月28日、ギリシアに向かうフランチェスコ会士のシモン・ド・オーベルニュ、ピエール・ド・モラ、ボニファーチョ・ディブレアに対して、「神の言葉（*verbum Dei*）」によってギリシア人たちを教会合同へと誘う職務を委託した上で⁽¹¹⁶⁾、ギリシア地域での職務に随行することを願う聖俗の援助者たちから、自由に随行者を選別できる権限を与えた⁽¹¹⁷⁾。そしてアカイア侯ジョフロワ2世・ド・ヴィルアルドゥアンや同侯国の貴族たちには、シモンたちの職務を援助するように要請する⁽¹¹⁸⁾。8月1日にもジョフロワに対して、教会合同のためにギリシア地域に派遣されているシモンたちのために便宜を図るように命ずる⁽¹¹⁹⁾。

ギリシア正教会との教会合同の準備を整えたウルバヌスは、再び対マンフレディ戦の政策を展開した。8月5日、パリの聖ジェノヴェーゼ修道院長およびバイユー教会聖堂参事会員のペルケウォルス・デ・ラウァニアに対して、マンフレディを支援していたがゆえに破門されていたフィレンツェ人たちであるが、教会の命へと回帰した者については破門を解くことを通知する⁽¹²⁰⁾。そして8月9日には、教皇庁の公証人アルベルトゥス師と、アンジュー兼プロヴァンス伯シャルルに対して、不敬なるフィレンツェ人がフランスの市

⁽¹¹²⁾ *registres*, no. 321. cf. Housley, *Italian*, p. 17.

⁽¹¹³⁾ *registres*, no. 279.

⁽¹¹⁴⁾ *registres*, no. 297 (= *Regesta*, no. 18603). このことは事前の7月25日にはコゼンツァ司教に通知され、イングランド国王たち宛て書簡と同日にはイングランド王国領内のすべての高位聖職者たちに通知された。
registres, no. 298, 299.

⁽¹¹⁵⁾ *registres*, no. 295 (= *Regesta*, no. 18605). 日付はないが、ミカエル8世が教皇に対して東方教会をローマ教会に回帰させる旨の書簡を送ったのは、この少し前のことであろう。*registres*, no. 748.

⁽¹¹⁶⁾ *registres*, no. 322 (= *Regesta*, no. 18606).

⁽¹¹⁷⁾ *registres*, no. 324 (= *Regesta*, no. 18607).

⁽¹¹⁸⁾ *registres*, no. 326 (= *Regesta*, no. 18609).

⁽¹¹⁹⁾ *registres*, no. 325 (= *Regesta*, no. 18615).

⁽¹²⁰⁾ *registres*, no. 362.

場で衣服や商品を購入し、ローマ市やローマ教会の印章をもってマンフレディの支配領域に無償でそれらを流しているの、そのような行為を阻止するように命ずる⁽¹²¹⁾。

しかし、十字軍国家の窮状が聖地十字軍の実施を再び重要案件にした。そして、頼みの綱はやはりフランス国王ルイ 9 世であった。8 月 20 日にウルバヌスはルイに宛てて、和平条約を破ってキリスト教徒たちへの攻撃を行っているスルタンのバイバルスやモンゴル人の侵入について報告するとともに、然るべきタイミングで聖地の援助のために援軍を差し出すように要請する⁽¹²²⁾。9 月 8 日には、オルレアン司教に対して、聖地がとりわけモンゴル人による危機に晒されている状況において、フランス王国領内の教会人たちにその遺産を「敬虔なる用途 (*usus pius*)」へと向けさせるように命ずる⁽¹²³⁾。

このようにして、聖地十字軍のための人的資源および財源の確保が再び目指されたが、その過程でのトラブルも少なくなかったようである。例えば、9 月 13 日、シャロン教会司祭長に対して、カスティール王国と、ローマ教会の職務のためにスペイン地域に派遣されたフィレンツェの商人たちとの間の争いを調査するよう命じた上で、件の商人以外には金銭を委ねないように忠告する⁽¹²⁴⁾。また、9 月 26 日にはソールズベリー大司教に対して、ウスター司教の懇願により、先代のウスター司教であり教皇庁の財務官であった A の時代には 1300 スターリング・マルクが、さらにその先代でありローマ教会の枢機脚であった者の時代には 800 マルクが現ウスター司教の下に貯えられているが、それが教皇庁に素早くかつ困難なく引き渡されるようにするように命ずる⁽¹²⁵⁾。これらのような金銭トラブルは、史料が語る以上に頻発したであろう⁽¹²⁶⁾。

フランス王国領内に加えて、聖地十字軍の準備のための重心に移行していた地域においても、再度活動が活性化した。10 月 1 日にはオーフス司教に対して、デンマーク地域内の十字軍士たちが特権の恩典を享受することを望みつつ、彼らの財産の所在する管区を越えて、彼らが訴訟に召喚されることなどのないように命ずる⁽¹²⁷⁾。同日にイングランド王国領内の高位聖職者や教会人たちに宛てては、同王国領内で聖地の職務を遂行しているウスター司教ウァルテルスに、その職務を自由かつ安全に行うことができるように 16 人の騎士と 25 人の人員を供出するように命じ⁽¹²⁸⁾、同様のことを、スコットランド王国領内の高

⁽¹²¹⁾ *registres*, no. 337.

⁽¹²²⁾ *registres*, no. 344, 2835 (= *Regesta*, no. 18624).

⁽¹²³⁾ *registres*, no. 715.

⁽¹²⁴⁾ *registres*, no. 478.

⁽¹²⁵⁾ *registres*, no. 474.

⁽¹²⁶⁾ 他には、10 月 8 日付けのトロワ司教宛て書簡 (*registres*, no. 480)、11 月 8 日付けのイングランドに滞在中のフランチェスコ会士ヨハネス宛て書簡 (*registres*, no. 479)、11 月 23 日付けのアーマー大司教パトリキウスとミース司教ウゴース宛て書簡 (*registres*, no. 476 (= *Regesta*, no. 18719))、および 11 月 24 日付けのアーマー大司教パトリキウス宛て書簡 (*registres*, no. 475)。

⁽¹²⁷⁾ *registres*, no. 470d.

⁽¹²⁸⁾ *registres*, no. 472a.

位聖職者や教会人たちには、同王国領内で聖地の職務を遂行しているセント・アンドリュース司教ウォルテルスに10人の騎士と15人の人員を、ウェールズ地域のメネヴィア司教には10人の騎士と15人の人員を、カスティーリャ王国領内のコンポステーラ大司教には16人の騎士と25人の人員を、ポルトガル王国領内のブラガ大司教には16人の騎士と25人の人員を、ナバラ王国領内のパンプローナ司教には10人の騎士と15人の人員を、アラゴン王国領内のウエスカ司教には12人の騎士と18人の人員を、プロヴァンス伯領内などのタロンテーズ司教には12人の騎士と15人の人員を、デンマーク地域のオーフス司教には16人の騎士と25人の人員を提供するように命ずる⁽¹²⁹⁾。

そして10月4日、ウスター司教ウォルテルスに、イングランド王国領内における「聖地の援助のための十字の説教（*predicatio Crucis pro subsidio Terre Sancte*）」を行うことを委託し、その際に在地の人々をスタッフとして用いることも可能であり、彼らにも贖罪が認められることも通知する。同様のことは、スコットランド王国領内においてはセント・アンドリュース司教に、カスティーリャ王国領内においてはコンポステーラ大司教に、ポルトガル王国領内においてはブラガ大司教に、ナバラ王国領内においてはおパンプローナ司教に、プロヴァンス伯領およびリヨン、ヴィエンヌ、ブザンソン、タロンテーズ、アンブラン、ダクス、エクス（エクサンプロヴァンス）、アルルの各管区においてはタロンテーズ大司教に、ノルウェー地域においてはニーダロス大司教に、デンマーク地域においてはオーフス司教に、ロンバルディア、トレヴィーゾ、（エミリア・）ロマーニャ地域においてはマントヴァ司教に、トスカナ地域においてはシエナ司教に委託される⁽¹³⁰⁾。さらに10月13日には、ウスター司教ウォルテルスに対して、免除対象となっている者からは聖地の援助のための金銭を徴収しないこと、ともに職務に携わるスタッフにはしっかりと聖職禄を支払うこと、聖務停止令下にある場所においてはそれを解除し、破門者や聖務停止の原因となった者を除いて、十字軍士を募ることができること、禁令に反してムスリムやキリスト教徒の敵対者に鉄・武器などを売却するか、そのための助言などを行ったがために、また、教会人で法学や自然哲学を聴講したがゆえに破門された者たちの破門を解いた上で十字軍士になすことができること、身体的に不向きな者は十字軍宣誓から解除して金銭で代償させることができること、などを通知する。同様のことは、スコットランド王国のセント・アンドリュース司教、ウェールズ地域のメネヴィア司教、カスティーリャ王国のコンポステーラ司教、ポルトガル王国のブラガ司教、ナバラ王国のパンプローナ司教、アラゴン王国のウエスカ司教、プロヴァンス伯領などのタロンテーズ司教、ノルウェー地域のニーダロス大司教、スウェーデン地域のスカーラ司教、デンマーク地域のオーフス司教、ポーランド地域のブラチスラヴァ司教、ハンガリー王国のエステルゴム大司教、ロン

⁽¹²⁹⁾ *registres*, no. 472b.

⁽¹³⁰⁾ *registres*, no. 466.

バルディア地域などのマントヴァ司教、トスカーナ地域のシエナ司教にも周知された⁽¹³¹⁾。このようにして、言わば十字の職務のためのマニュアルが各地に拡散された。

10月15日にもメネヴィア司教に対して、ウェールズ地域内の十字軍士たちが特権の恩典を享受することを望みつつ、彼らの財産の所在する管区を越えて彼らが訴訟に召喚されることなどのないように命じ、同様のことはアラゴン王国のウエスカ司教、スウェーデン地域のスカーラ司教、ハンガリー王国のエステルゴム大司教にも命ぜられた⁽¹³²⁾。同日には一方で、ウェールズ地域内の高位聖職者たちに対しては、メネヴィア司教に聖地の援助のための十字の説教師としての職務を委託したので彼をサポートするように命ずるとともに、サポートすれば「罪の赦し (remissio peccatorum)」が与えられることも通知する。そして、同様のことはナバラ王国のパンプローナ司教についてもなされた⁽¹³³⁾。

このようにして聖地十字軍の準備を整えつつ、ウルバヌスは10月19日とその翌日にはラテン帝国の問題に対処する。まず初日には、ジェノヴァのポデスタ、評議会、コムーネに対して、ラテン帝国を完全なる破滅へと導くヴェネツィアとの不和を止め、ヴェネツィアと和を結ぶための使節を教皇庁に派遣するように命令を下し、同様のことは、ヴェネツィアのドージェ、評議会、コムーネに対してもなされた⁽¹³⁴⁾。そして翌日には、サッサリ大司教に対して、ジェノヴァに6か月以内にミカエル8世との同盟を停止するように勧告することを命じた上で、もしジェノヴァが従わない場合には、フランス国王、イングランド国王、カスティーリャ国王、アラゴン国王、ポルトガル国王、ナバラ国王、そしてアンジュー兼プロヴァンス伯シャルルなどの王侯を動かして、どこであろうともジェノヴァ市民たちやその財産を差し押さえさせることを告知するように指示した⁽¹³⁵⁾。また、同じ大司教に対して、ジェノヴァにロマーニア（(旧)ビザンツ帝国領）、とりわけネグロポンテ島から、分離派であるギリシア人たちを援助しているガレー船を撤退させるよう勧告することを命じた⁽¹³⁶⁾。このように、教会合同が模索される中でも、ジェノヴァに対する威嚇は続いた。

翌10月21日、ウルバヌスは聖地十字軍の職務に戻った。すでに10月15日にメネヴィア司教に通達されていたのと同様に、パンプローナ司教にも、ナバラ王国領内の十字軍士たちが特権の恩典を享受することを望みつつ、彼らの財産の所在する管区を越えて彼らが訴訟に召喚されることなどのないように命じ、同様のことはプロヴァンス伯領などのタロンテーズ司教にも通知された⁽¹³⁷⁾。また、やはりメネヴィア司教に関するものと同様に、アラゴン王国領内の高位聖職者たちに対しても、ウエスカ司教に聖地の援助のための十字の

⁽¹³¹⁾ *registres*, no. 468.

⁽¹³²⁾ *registres*, no. 470b.

⁽¹³³⁾ *registres*, no. 471b.

⁽¹³⁴⁾ *registres*, no. 721.

⁽¹³⁵⁾ *registres*, no. 719.

⁽¹³⁶⁾ *registres*, no. 720.

⁽¹³⁷⁾ *registres*, no. 470c.

説教師としての職務を委託したので彼をサポートするように命じた上で、サポートすれば罪の赦しが与えられることを通知した。同様のことは、プロヴァンス伯領などのタロンテーズ司教、ノルウェー王国領内のニーダロス大司教、ポーランド地域のブラチスラヴァ司教にも告げられた⁽¹³⁸⁾。

そして10月23日には、聖地十字軍に関連する7通の書簡が発せられた。ニーダロス大司教とその属司教たちには、ノルウェー王国領内での聖地の援助のために十字の言葉をなす職務を委託し、十字軍説教のためにデンマーク王国領内のドミニコ会管区長を派遣したことも通達した⁽¹³⁹⁾。ウエスカ司教にも、アラゴン王国領内での聖地のための十字の説教の職務を委託した⁽¹⁴⁰⁾。セント・アンドリュース司教に対しても、他地域に向けてすでに発せられていたように、スコットランド王国領内の十字軍士たちが特権の恩典を享受することを望みつつ、彼らの財産の所在する管区を越えて彼らが訴訟に召喚されることなどのないように命じ、同様のことはノルウェー地域のニーダロス大司教にも通達された⁽¹⁴¹⁾。一方で、やはり他地域と同様に、スコットランド王国領内の高位聖職者たちに対しては、セント・アンドリュース司教に聖地の援助のための十字の説教師としての職務を委託したので、彼をサポートするように命じた上で、サポートすれば罪の赦しが与えられることも通知された⁽¹⁴²⁾。以上のような個別対応を行うことに加えて、聖地の援助のための十字の職務に従事しているすべての大司教たちや、ドミニコ会士およびブランチェスコ会士たちに対して、第4ラテラーノ公会議で教皇インノケンティウス3世によって承認された十字軍士への特権（*Ad liberandam*⁽¹⁴³⁾）について、それを継続更新して順守するように命じた⁽¹⁴⁴⁾。また、1年間に及んで聖地の援助のための十字の言葉を説教しているすべての説教師、および十字の職務を遂行しているすべての者に対しては、自ら聖地に赴く者と同等の贖罪価値が付与された⁽¹⁴⁵⁾。

ここで着目すべきは、カスティーリャ王国領内のすべての高位聖職者や教会人たちに宛てられた書簡である。そこでは、ラテン帝国の職務と聖地の援助のためにスペイン地域に派遣された、教皇庁付き司祭にして使節のシャトーダン教会司祭長のガリヌス師を丁重に迎え入れるように命ぜられる⁽¹⁴⁶⁾。ただし、スペイン地域にはラテン帝国の援助のほうによ

⁽¹³⁸⁾ *registres*, no. 471c.

⁽¹³⁹⁾ *registres*, no. 436 (= *Regesta*, no. 18692).

⁽¹⁴⁰⁾ *registres*, no. 466b.

⁽¹⁴¹⁾ *registres*, no. 470a.

⁽¹⁴²⁾ *registres*, no. 471a.

⁽¹⁴³⁾ *Ad liberandam* については、櫻井「『帝国』としての『キリスト教国』— 普遍教会会議決議録における平和と十字軍の言説—」『東北学院大学論集 歴史と文化』46号、2010年、67～71頁；櫻井「*Ad liberandam* までの『十字軍運動』の展開—「贖罪」と「平和」の関係を中心に—」『ヨーロッパ文化史研究』22号、2021年、186～189頁、を参照されたい。

⁽¹⁴⁴⁾ *registres*, no. 467.

⁽¹⁴⁵⁾ *registres*, no. 469.

⁽¹⁴⁶⁾ *registres*, no. 740.

り期待されたことは、同日付けのもう 1 通の書簡が教えてくれる。そこでは、ガリヌスには、カステイーリャおよびレオン王国領内の大司教・司教などの高位聖職者たちに、ラテン帝国の職務を遂行するためのサポートを行うように命令できる権限が付与されているのである⁽¹⁴⁷⁾。

しかし、ウルバヌスの視線は、やはり聖地十字軍により注がれ続けた。11 月 1 日には、すでに他地域で見られたのと同様に、ブラチスラヴァ司教に対しても、ポーランド地域内の十字軍士たちが特権の恩典を享受することを望みつつ、彼らの財産の所在する管区を越えて彼らが訴訟に召喚されることなどのないよう命ずる⁽¹⁴⁸⁾。翌日には、同司教にポーランド地域における聖地のための十字の説教の職務を委託し⁽¹⁴⁹⁾、スウェーデン地域においてはスカーラ司教に、ハンガリー王国領内においてはエステルゴム大司教ピリップスに同じ職務を委託した⁽¹⁵⁰⁾。11 月 18 日には、聖地の援助のための十字の言葉の説教師たちや、十字の職務の実務者たちすべてに十字軍士たちと同等の価値の贖罪を認めることが、再度公示された⁽¹⁵¹⁾。11 月 10 日には、ロンバルディア地域の高位聖職者たちに対しても、マントヴァ司教に聖地の援助のための十字の説教師としての職務を委託したので、彼をサポートするように命じた上で、サポートすれば罪の赦しが与えられることも通知された。同様のことは、トスカナ地域のシエナ司教についても通達された⁽¹⁵²⁾。このように、イタリア十字軍の震源地の一部においても、本格的に聖地十字軍が呼びかけられた。同様に、11 月 13 日にはスウェーデン地域内の高位聖職者たちにも、スカーラ司教に聖地の援助のための十字の説教師としての職務を委託したので彼をサポートするように命じた上、サポートすれば罪の赦しが与えられることも通知され、同様のことはハンガリー地域のエステルゴム大司教についても通達された⁽¹⁵³⁾。

以上のように聖地十字軍が進められている間、イタリア十字軍に関連する書簡が出されたのは、わずか 3 通であった。9 月 11 日付の教皇庁付き司祭のフランチェスコ会士フロラシウス宛て書簡では、リエーティのカピタネイであるトーディ市民のクラッツがマンフレディを支持してローマ教会を口撃・攻撃しているので、彼を破門して解職するように命ずる⁽¹⁵⁴⁾。9 月 27 日付けのパリの聖ジェノヴェーゼ修道院長およびバイユー教会聖堂参事会員で教皇庁付き司祭のペルケウアルス・デ・ラウァニア宛て書簡では、ローマ教会に回帰するように命ぜられたフィレンツェ人（商人を含む）たちに、マンフレディを支援

⁽¹⁴⁷⁾ *registres*, no. 741. なお、ハスリーによると、1263 年にミカエル 8 世はフランク人に対抗するためにトルコ人傭兵団を導入した。ただし、根拠となる史料・資料は示されていない。Housley, *Later*, p. 161.

⁽¹⁴⁸⁾ *registres*, no. 470e.

⁽¹⁴⁹⁾ *registres*, no. 466d.

⁽¹⁵⁰⁾ *registres*, no. 466c.

⁽¹⁵¹⁾ *registres*, no. 2973.

⁽¹⁵²⁾ *registres*, no. 471e.

⁽¹⁵³⁾ *registres*, no. 471d.

⁽¹⁵⁴⁾ *registres*, no. 716.

したがゆえに科された破門からの解放を告げるように命ずる⁽¹⁵⁵⁾。そして10月28日付けのドミニコ会士アントニウス・デ・ケラーノ宛て書簡では、マンフレーディによってその地位に据えられたがために彼を支援する、キエーティ司教を自称するニコラウス・デ・フォッサを調査し、彼によってなされた食糧調達を無効とするように命ずる⁽¹⁵⁶⁾。このように、この段階における対マンフレーディの政策は、再び外交政策的なもののみとなった。

さらにそれ以外となると、2通のみとなる。9月13日付けの教皇特使のヴァルミア司教アンセルムス宛て書簡では、今やモンゴル人の襲撃が実行されようとしている状況下で、加えて、長らく敵対しているリトアニア人からの攻撃が激しさを増して多くの人命が失われている状況下で、グニェズノ大司教やその属司教たちなどの教会人が、アンセルムスの名の下に聖職禄として、年間50銀マルク以上を受け取ることを禁ずるように命ずる⁽¹⁵⁷⁾。また、10月14日付けのカロチャ大司教とその属司教たちの管区内のすべての教会人に宛てた書簡では、今やハンガリー地域はモンゴル人の侵入の激化に苦しんでいるので、教皇庁付き司祭のアンゲルスを派遣して行っていたラテン帝国の援助の活動から解放することを通達する⁽¹⁵⁸⁾。ここからは、ハンガリー地域では細々とラテン帝国の援助が続けられていたことも知ることができるが、それも停止された。

以上のように、1263年8月20日以降のウルバヌスは、聖地十字軍の準備に重点を戻した。しかし、彼の計画の前には二つの問題が立ちはだかることとなる。

（「下」に続く）

⁽¹⁵⁵⁾ *registres*, no. 410.

⁽¹⁵⁶⁾ *registres*, no. 728.

⁽¹⁵⁷⁾ *registres*, no. 398.

⁽¹⁵⁸⁾ *registres*, no. 421 (= *Regesta*, no. 18677).